

転 出 さ れ る 方 へ

◇ 帯広市にお住まいの間は、本市発展のためにご協力をいただき、誠にありがとうございました。

◇ 新住所に住み始めてから**14日以内**に新住所地の市区町村役場で転入届をしてください。

手続きには次のものが必要となります。

① 『転出証明書』 ※1※2

②届出人の本人確認ができるもの

『運転免許証』・『個人番号カード（マイナンバーカード）』（お持ちの方）・『住民基本台帳カード』（お持ちの方）・『在留カード等（外国人のみ）』・『国民年金手帳（加入者のみ）』・『健康保険の資格確認書』等

③『印鑑』

※1 転出証明書に記載されている異動日や新住所が変更になっても、そのまま変更後の市区町村役場へ転入届をしてください。

※2 マイナンバーカードを利用して転入届をする方は、転出証明書の代わりに『個人番号カード（マイナンバーカード）』を提出してください。また、本人確認のための暗証番号（数字4桁）が必要となります。

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、届出以降コンビニで住民票等を発行できません。転出をしない同一世帯の方も、転出されるご本人が転入届をするか、転出予定日を過ぎるまでは住民票の発行ができなくなります。

※ 国外へ転出された方が帰国して転入届をするときは、転出証明書のかわりに次の書類が必要です。

① パスポート ② 戸籍謄本または抄本 ③ 戸籍の附票 ④在留カード等（外国人のみ）
（転入される市区町村に本籍がある場合又は外国人は②・③は不要です。）

※ 住民基本台帳カードの交付は、平成27年12月末で終了となっておりますが、残存有効期間まで使用可能です。転入先での継続手続きが必要となり、本人確認のため暗証番号（数字4桁）が必要となります。

◇ 転出証明書を紛失した場合には、帯広市役所戸籍住民課④番窓口で転出証明書再発行の手続きをしてください。必要なものは、『印鑑』『届出人の本人確認ができるもの（運転免許証など）』です。代理人が手続きする場合は『委任状』が必要です。

◇ 都合により転出しなくなった場合には、帯広市役所戸籍住民課④番窓口で転出取消の手続きをしてください。必要なものは、『転出証明書』、『個人番号カード（マイナンバーカード）』（お持ちの方）、『住民基本台帳カード』（お持ちの方）、『届出人の本人確認ができるもの（運転免許証など）』です。代理人が手続きする場合は『委任状』が必要です。

裏面の「転出手続き一覧表」をご覧ください。

帯広市戸籍住民課住民記録係
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
電話 0155-65-4141(直通)

転出手続き一覧表

◇ 次に該当する方は、以下の手続きも必要となります。

該 当 者	帯 広 市 で の 手 続 き	新 住 所 地 で の 手 続 き
印 鑑 登 録 者	転出（予定）日をもって登録抹消となります。『登録カード』をお持ちの方はハサミを入れて破棄してください。	必要に応じて印鑑登録の手続きを行ってください。
住 基 カ ー ド 個人番号カード (マイナンバーカード)	住基カードは残存有効期間まで使用できます。 個人番号カード、住基カードは転入先で提出してください。	転入届と同時に提出してください。また、本人確認のため暗証番号（数字4桁）が必要となります。
国 民 健 康 保 険 加 入 者	1 階国保課へ『資格確認書』をお返しください。	改めて加入手続きをしてください。
後期高齢者医療 被 保 険 者	1 階国保課へ『資格確認書』をお返しください。	改めて加入手続きをしてください。
国民年金加入者 及 び 受 給 者	必要ありません。 ※国外に転出される方は、国民年金係にて手続きを確認してください。	国民年金担当課にて手続きをしてください。
公立小中学校の 児 童 ・ 生 徒	今までの学校で、『在学証明書』・『教科書給与証明書』の交付を受けてください。	『在学証明書』・『教科書給与証明書』を持参し、新しい学校の指定を受けてください。
子ども医療受給者	転出予定日以降は『受給者証』を使用せずに、ご自身で破棄するか3階こども課へお返しください。	改めて加入手続きをしてください。
児 童 手 当 (高校生年代まで)	3階こども課で手続きをしてください。	認定請求の手続きをしてください。 ※転出先での手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受けられない場合がありますので、ご注意ください。
介護保険被保険者	1 階介護高齢福祉課へ『被保険者証』をお返しください。	介護保険担当の窓口で介護認定の手続きをしてください。
重度心身障害者 医 療 費 受 給 者	1 階障害福祉課へ『受給者証』をお返しください。	改めて加入手続きをしてください。
水 道	1 階上下水道お客様センターに届けてください。届け出の際は、検針票などに記載されているお客様番号をお知らせください。	水道担当課にて手続きをしてください。
犬 の 飼 い 主	必要ありません。 ※帯広市の鑑札は、新住所地での手続きの際に持参してください。	犬の登録担当窓口で、転入の届出をしてください。新住所地での鑑札が交付されます。
高齢者バス券	1 階介護高齢福祉課へ『バス券』をお返しください。	新住所の市町村へお問い合わせください。